

## 消費税税率変更に伴う特例について

平成26年4月1日より消費税率が8%に増税されます。さらに、平成27年10月1日には10%への引上げが予定されています。原則として、上記の日付以後の取引からそれぞれ新税率が適用されますが、施行日前に契約をした場合には、旧税率が適用されるという例外規定（以下「経過措置」といいます）が設けられています。

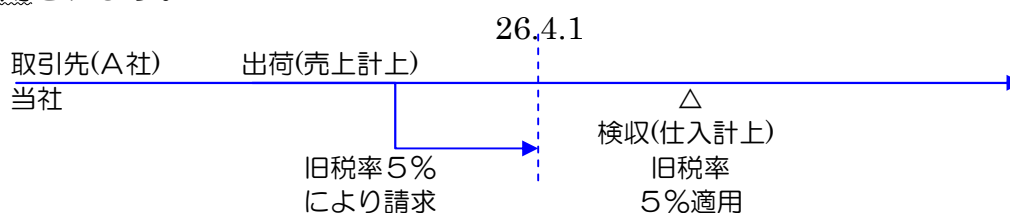
第96号・第101号と紹介してまいりましたが、お問い合わせが多かったものを、Q&A方式で紹介させていただきます。



Q1 当社では検収基準により仕入を計上しています。当社の取引先A社の収益、費用の計上基準の違いにより、当社が、4月初旬に検収基準により仕入を計上したものであっても、取引先が出荷基準によっている場合、施行日(平成26年4月1日)前に出荷された商品は旧税率5%に基づく消費税額等が記載された請求書が送付されてくるものと考えられます。このような場合、当社は何%の税率を適用すればいいですか？

A1 新消費税法では、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。(改正法附則2)

この場合、「A社が当社に対して施行日以前に行った資産の譲渡等」であるため、たとえ当社が検収基準により施行日以後の仕入を計上している場合であっても、旧税率(5%)が適用されます。



Q2 平成26年3月に購入した平成26年4月以降の3か月定期券を購入した場合、何%の税率が適用されますか？



A2 旧税率の5%が適用されます。

平成26年3月31日までに購入した定期券で、平成26年4月1日以後に使用されるものについては経過措置により、旧税率が適用されます。この経過措置は、定期券だけでなく、国内の航空券、映画等の入場料金チケットなどにも適用されます。

経過措置の適用は事業者が任意に選択できるものではありません。よってこの場合には、5%の税率しか適用することができません。

Q3 平成25年10月1日以後に契約する賃貸借契約において、当月分(1日から末日まで)の賃貸料を前月〇日までに支払うこととなっている賃貸借契約で、平成26年4月分の賃借料を平成26年3月に支払う場合、賃借料に係る消費税の適用税率は何%ですか？

A3 平成26年4月分の賃借料であり、施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付けの対価として支払うものですから、新税率(8%)が適用されます。

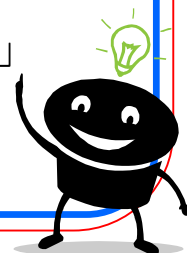
Q4 総額表示義務の特例とは何でしょうか？

A4 小売業を営まれている事業者様は、現在、総額による税込価格の表示が義務付けられていますが、2度にわたる税率の引き上げに伴い、事業者のシステム変更や値札の張替えなど事務負担への配慮の観点から、現に表示する価格が税込価格と誤解しない誤認防止措置をとっている場合に限り、税抜価格による価格表示が認められています。

具体的には以下のような表示をさします。

(表示例) 「〇〇〇円 (税抜価格)」 「〇〇〇円 (税別)」 「〇〇円(本体)」  
「〇〇円+税」 「〇〇円+消費税」

なお、平成29年4月1日には現行総額表示義務に戻る見通しです。



## ゴルフ会員権の譲渡について

現在、個人の所有するゴルフ会員権やリゾート会員権を売却した時に生じた損失は、その個人の給与所得など他の所得と損益通算することが可能ですが、平成26年4月1日以後の譲渡による損失は、損益通算の適用対象外とする方針が出されました。

バブル期などに購入した含み損のあるゴルフ会員権を売却し、損益通算をお考えの方は、十分ご留意ください。

## 生産性向上設備投資促進税制について

Advise102・105号においても記載しておりましたが、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当する者のうち、一定の規模以上のものの取得等をして、国内の事業の用に供した場合には、特別償却又は税額控除の適用があります。

生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動の用に供される減価償却資産で構成されているものをいいます。また、手続きには一定の時間を要しますので、資産の購入を検討されている際には、2カ月前程度余裕をもって、担当者にお知らせください。

詳しくは担当者までお問い合わせください。

i-Mark C.P.T.A. Corporation

